

事案の概要

1 業務上横領事件

金融機関代表者である被告人が、部下らと共謀して、合計100回にわたり、その金融機関の預金等から合計数千万円を払い戻して横領した。

2 背任事件

(1) 被告人が、共犯者と共謀の上、共犯者経営の会社に対し、返済能力も十分な担保もないにもかかわらず、十数億円の不正融資をした。
 (2) 被告人は、共犯者と共謀の上、(1)の融資等の金利返済資金を獲得するための原資として、共犯者経営の会社に対し、4回にわたり、合計十数億円の不正融資をした。

争点及び証拠構造

1 業務上横領事件

① 弁護側の主張：金融機関のための交際費として払戻したのであり、横領行為ではない。

② 争点：払戻された金銭の管理方法や用途

③ 証拠構造

検察官：共犯者などの部下らの証言で立証

弁護人：被告人の供述や他の部下らの証言で反証

2(1) 背任事件

① 弁護側の主張：適正な経営判断に基づいて行ったため任務違背に当たらない

② 争点

(a)共犯者経営の会社グループの返済能力、(b)担保の価値、(c)自己図利目的

③ 証拠構造

検察官：融資を受けた共犯者や審査部門の職員らの証言で立証

弁護人：被告人の供述や他の審査部門職員、顧問弁護士などの証言で反証

証拠調べの概要

1 請求書証

① 検察官 甲450



② 弁護人 弁20

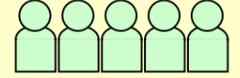


2 取調証人 10期日 (開廷回数に占める割合 50%)

① 検察官側 5人(背任3, 横領1, 双方1)

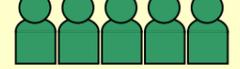


② 弁護人側 5人(背任4, 横領1)



3 被告人質問

5回



(開廷回数に占める割合 25%)

審理経過の概要

① 証拠開示：起訴後90~110日の間

② 事前打合せ：2回
(起訴後70日, 130日)

③ 期日の予約：第6回まで

① 第7回期日：起訴後360日(第6回から60日後)

② 弁護人側証人尋問開始：第8回期日(起訴後380日)

③ 期日変更：弁護人請求で第8~10回を変更@第7回

④ 期日指定：第11, 12回期日指定@第9回
第13~18回期日指定@第11回

① 論告：起訴後740日(第17回から60日後)
80ページ

② 弁論：起訴後780日(第18回から40日後)
100ページ

③ 期日指定：2期日指定@第19回

① 判決：起訴後850日
(第19回から60日後)
90ページ



① 追起訴：2件
起訴後20日と40日

② 訴因：8個

① 第1回公判期日：起訴から150日後

② 弁護人証拠意見：第2回期日(起訴後170日)

③ 証拠調べ開始：第3回期日(起訴後210日)

④ 期日の指定：第7~10回期日指定@第4回

① 第13回公判期日：起訴後560日(第12回から50日後)

② 第14回公判期日の前に、期日外証人尋問を実施

③ 期日指定：各1期日指定@第14, 16回

④ 期日変更：職権で2期日取消し@第17回後期日間

1 審理期間：850日

2 開廷間隔：

① 全平均：42日(1.4月)

② 第1回~判決：平均37日

③ 検察官立証：22~42日(平均32日)

④ 弁護側証人：23~50日(平均31日)

⑤ 被告人質問：17~47日(平均30日)

3 判決
有罪一懲役5年, 求刑7年